

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
の公布について

計 16 枚（本紙を除く）

Vol.1066

令和4年4月14日

厚生労働省老健局老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 T E L : 03-5253-1111(内線 3948、3989)

F A X : 03-3595-4010

事務連絡
令和4年4月14日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を
改正する告示の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等の一部改正に係る答申等が得られたところです。

本日、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和4年厚生労働省告示第161号）が別添のとおり公布されました。

貴県等におかれましては、管内事業所等への周知を徹底し、令和4年10月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今般創設した「介護職員等ベースアップ等支援加算」の具体的な運用等につきましては、別途お知らせする予定であることを申し添えます。

○厚生労働省令第61号
介護保険法(平成九年法律第百一十三号)の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のものに定め、令和四年十月一日から適用する。

令和四年四月十四日

厚生労働大臣 後藤 茂

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第一編 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第十九号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| | 前 | 中 | 後 | 前 | 中 | 後 |
|---|---------|---|---|----------------|---|---|
| 別表 | | | | 別表 | | |
| 1 訪問介護費 | | | | 1 訪問介護費 | | |
| イ～チ (略) | | | | イ～チ (略) | | |
| リ 介護職員等ベースアップ等支援加算 | | | | (新設) | | |
| 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。 | | | | | | |
| 2 訪問入浴介護費 | | | | 2 訪問入浴介護費 | | |
| イ～ヘ (略) | | | | イ～ヘ (略) | | |
| ト 介護職員等ベースアップ等支援加算 | | | | (新設) | | |
| 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。 | | | | | | |
| 3～5 (略) | 3～5 (略) | | | 3～5 (略) | | |
| 6 通所介護費 | | | | 6 通所介護費 | | |
| イ～ヘ (略) | | | | イ～ヘ (略) | | |
| ト 介護職員等ベースアップ等支援加算 | | | | (新設) | | |
| 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。 | | | | | | |
| 7 通所リハビリテーション費 | | | | 7 通所リハビリテーション費 | | |
| イ～ト (略) | | | | イ～ト (略) | | |
| チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 | | | | (新設) | | |
| 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。 | | | | | | |

8 短期入所生活介護費（1日につき）
イ～チ (略)

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、イからヘまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)～(10) (略)

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(11) (略)

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1)～(9) (略)

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(9) (略)

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(15) (略)

リ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、(1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 短期入所生活介護費（1日につき）
イ～チ (略)
(新設)

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)～(10) (略)

リ (新設)

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(11) (略)

リ (新設)

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(11) (略)

リ (新設)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1)～(9) (略)
(新設)

リ (新設)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(9) (略)
(新設)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(15) (略)
(新設)

| <p>10 特定施設入居者生活介護費 イ～リ (略)</p> <p><u>又 介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p> | <p>11 (略)</p> | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| <p>(埋没施設サービス等に關する費用の額の算定に関する基準) (略)</p> <p>第1類 指定施設サービス等に關する費用の額の算定に関する基準 (平成十一年厚生省令第111号) の1条を次の表のものと略す。</p> <p>(空欄部分は改用部分)</p> | <p>11 (略)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名</th><th style="text-align: center;">出</th><th style="text-align: center;">後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">名</td><td style="text-align: center;">出</td><td style="text-align: center;">退</td></tr> </tbody> </table> | 名 | 出 | 後 | 名 | 出 | 退 | <p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名</th><th style="text-align: center;">出</th><th style="text-align: center;">後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">名</td><td style="text-align: center;">出</td><td style="text-align: center;">退</td></tr> </tbody> </table> | 名 | 出 | 後 | 名 | 出 | 退 |
| 名 | 出 | 後 | | | | | | | | | | | |
| 名 | 出 | 退 | | | | | | | | | | | |
| 名 | 出 | 後 | | | | | | | | | | | |
| 名 | 出 | 退 | | | | | | | | | | | |
| <p>1 介護福祉施設サービス イ～ウ (略)</p> <p><u>ヰ 介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、イからヲまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p> | <p>1 介護福祉施設サービス イ～ウ (略) (新設)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 介護保健施設サービス イ～ク (略)</p> <p><u>ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、イからノまでにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p> | <p>2 介護保健施設サービス イ～ク (略) (新設)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 介護療養施設サービス イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス (1)～(20) (略)</p> <p><u>ヰ 介護職員等ベースアップ等支援加算</u></p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(18)までにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p> | <p>3 介護療養施設サービス イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス (1)～(20) (略) (新設)</p> | | | | | | | | | | | | |

口 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1)～(18) (略)

(19) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施して

いるものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、

指定介護療養施設サービスを行った場合は、(1)から(16)までにより算定した単位数の1000

分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1)～(17) (略)

(18) 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施して

いるものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービス

を行った場合は、イからノまでにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所

定単位数に加算する。

4 介護医療院サービス

イ～ク (略)
ヤ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施してい

るものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービス

を行った場合は、イからノまでにより算定した単位数の1000分の5に相当する単位数を所

定単位数に加算する。

(介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるといふものに算定した費用の額の一部改正)

第三条 介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めといふに算定した費用の額 (平成十一年厚生省告示第三十八号) の一部を次の表のように改正す

(傍線部分は改正部分)

（号外第82号）

| 改 | 正 | 後 |
|---|--|--|
| 改 | 正 | 前 |
| 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第十九号) 別表指定居宅サービス介護給付費単位数表 (以下「 <u>指定居宅サービス介護給付費単位数表</u> 」といふ) の訪問介護費のイからハまでの注10から注13まで及びトからリまでの規定による加算又は減算は減算に係る費用の額 | 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第十九号) 別表指定居宅サービス介護給付費単位数表 (以下「 <u>指定居宅サービス介護給付費単位数表</u> 」といふ) の訪問介護費のイからハまでの注10から注13までト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額 | 一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十二年厚生省告示第十九号) 别表指定居宅サービス介護給付費単位数表 (以下「 <u>指定居宅サービス介護給付費単位数表</u> 」といふ) の訪問介護費のイからハまでの注10から注13までト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額 |

| 改 | 正 | 後 |
|---|---|---|
| 改 | 正 | 前 |
| 二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注4から注7まで及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十七号) 别表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 (以下「 <u>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</u> 」といふ) の介護予防訪問入浴介護費のイの注4から注7まで及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額 | 二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注4から注7まで及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十七号) 别表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 (以下「 <u>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</u> 」といふ) の介護予防訪問入浴介護費のイの注4から注7まで及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額 | 二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のイの注4から注7まで及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十七号) 别表指定介護予防サービス介護給付費単位数表 (以下「 <u>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</u> 」といふ) の介護予防訪問入浴介護費のイの注4から注7まで及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額 |

| 改 | 正 | 後 |
|---------|--|--|
| 改 | 正 | 前 |
| 三・四 (略) | 五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注3、注7、注21及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の口又はハを算定している場合において、口又はハの規定による費用の額 | 五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費のイからハまでの注3、注7、注21及び二からトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の口又はハを算定している場合において、口又はハの規定による費用の額 |

(イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの注2若しくは注5を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)からイの規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの注2若しくは注5を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注2、注6、注21及びホからチまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合にあっては、この規定による費用の額)からイの規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合にあっては、この規定による費用の額)を差し引いた額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2、注7及びヌからワまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のヘからリまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のホからチまでの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、イ(7)、ロ(8)、ハ(6)、ニ(6)並びにホ(9)及び(12)に係る費用の額並びにイ(8)から(1)まで、ロ(9)から(12)まで、ハ(7)から(10)まで、ニ(7)から(10)まで及びホ(13)から(16)までの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、イ(6)、ロ(7)、ハ(5)、ニ(5)、ホ(8)及び(10)に係る費用の額並びにイ(7)から(10)まで、ロ(8)から(11)まで、ハ(6)から(9)まで、ニ(6)から(9)まで及びホ(11)から(14)までの規定による加算に係る費用の額並びにホ(1)からチ(1)までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の二からトまでの規定による加算に係る費用の額

十 (略)

十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費のイ及びロの注5から注11まで並びにホ及びチからルまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のイ及びロの注3から注6まで並びにニからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注17並びにハからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注16並びにハからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

(イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの注2若しくは注5を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)からイの規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合又はイからハまでの注2若しくは注5を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額)を差し引いた額

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のイからハまでの注2、注6、注21及びホからトまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費のロ又はハを算定している場合において、ロ又はハの規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合にあっては、この規定による費用の額)からイの規定による費用の額(イからハまでの注1のただし書に該当する場合にあっては、この規定による費用の額)を差し引いた額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のイの注2、注7及びヌからヲまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のヘからチまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のホからトまでの規定による加算に係る費用の額

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注16、イ(7)、ロ(8)、ハ(6)、ニ(6)並びにホ(9)及び(12)に係る費用の額並びにイ(8)から(10)まで、ロ(9)から(11)まで、ハ(7)から(9)まで、ニ(7)から(9)まで及びホ(13)から(15)までの規定による加算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注12、イ(6)、ロ(7)、ハ(5)、ニ(5)、ホ(8)及び(10)に係る費用の額並びにイ(7)から(9)まで、ロ(8)から(10)まで、ハ(6)から(8)まで、ニ(6)から(8)まで及びホ(11)から(13)までの規定による加算に係る費用の額並びにホ(1)からチ(1)までの規定による加算に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の二からヘまでの規定による加算に係る費用の額

十 (略)

十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費のイ及びロの注5から注11まで並びにホ及びチからヌまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のイ及びロの注3から注6まで並びにニからヘまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注17並びにハからホまでの規定による加算又は減算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注3、注5及び注16並びにハからホまでの規定による加算又は減算に係る費用の額

十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注7から注9まで、リ、ヌ及びカからタまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額（イ及びロの注2のただし書に該当する場合又はイ及びロの注4を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）からイ(1)の規定による費用の額（イ及びロの注1のただし書に該当する場合又はイ及びロの注4を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注7から注9まで、ヘ及びヌからヲまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額（イ及びロの注2のただし書に該当する場合又はイ及びロの注4を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）からイ(1)の規定による費用の額（イ及びロの注1のただし書に該当する場合又はイ及びロの注4を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）を差し引いた額

十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のヲからカまでの規定による加算に係る費用の額及び指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のルからワまでの規定による加算に係る費用の額

十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のトからリまでの規定による加算に係る費用の額

十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ及びロの注6から注8まで並びにヲからレまで及びナからムまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ(2)を算定している場合において、イ(2)の規定による費用の額（イ及びロの注2のただし書に該当する場合又は注4を算定している場合にあっては、これらの規定による費用の額）からイ(1)の規定による費用の額（イ及びロの注1のただし書に該当する場合又はイ及びロの注4を算定している場合にあっては、これら

| |
|---|
| <p>2 夜間対応型訪問介護費</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p><u>ト</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>2 の 2 地域密着型通所介護費</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p><u>ハ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> |
| <p>3 認知症対応型通所介護費</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p><u>ヘ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行つた場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> |
| <p>4 小規模多機能型居宅介護費</p> <p>イ～タ (略)</p> <p><u>レ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行つた場合は、イからカまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> |
| <p>5 認知症対応型共同生活介護費</p> <p>イ～カ (略)</p> <p><u>ミ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行つた場合は、イからヲまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> |
| <p>6 地域密着型特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ～リ (略)</p> <p><u>ヌ</u> 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行つた場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> |
| <p>6 地域密着型特定施設入居者生活介護費</p> <p>イ～リ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> |
| <p>2 夜間対応型訪問介護費</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> |

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費
イ～オ (略)

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、イからキまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 條合型サービス費

イ～ム (略)

ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、イからナまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 條合型サービス費

イ～ム (略)

(新設)

第五條 指定介護予防サービスに該当する費用の額の算定に際する基準 (平成十八年厚生労働省令第百一十七号) の「誰も次の表のとおり読み出せぬ。

(委託部分は改定部分)

別表
指定介護予防サービス介護給付費単位数表

1 介護予防訪問入浴介護費

イ～ヘ (略)

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2～4 (略)
5 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)

ワ 介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、イからヌまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表
指定介護予防サービス介護給付費単位数表

1 介護予防訪問入浴介護費

イ～ヘ (略)

(新設)

2～4 (略)
5 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)

イ～ヲ (略)

(新設)